

令和3年度(2021)「環境アセスメント士」認定資格試験問題

<共通科目Ⅱ-1:共通基礎>(択一式)

<共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理>(択一式)

(問題解答上の注意事項)

- ◇ <共通科目Ⅱ-1:共通基礎>の問題は、Ⅱ-1-1からⅡ-1-20までの20問、<共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理>の問題は、Ⅱ-2-21からⅡ-2-30までの10問、合計で30問となっています。30問全てにお答えください。
解答欄は、40までありますが、31から40までは使用しませんので、注意して下さい。
 - ・ 問題(5者択一式)の解答は、問題末尾番号(例えばⅡ-1-5では、末尾の5)に従って、解答用紙の解答番号に該当する欄に、1つだけ解答マークをしてください。
 - ・ 複数マークの場合は、採点対象になりませんので、注意して下さい。

- ◇ 試験問題は、お持ち帰り下さい。

< 共通科目Ⅱ-1: 共通基礎 >

Ⅱ-1-01 第五次環境基本計画の一文である次の記述の、に入る語句の組合せとして最も不適切なものを選びなさい。

だけでなく、地方公共団体の環境影響評価関連条例及び事業者のとも連携して、環境影響評価の適正な運用に努めるとともに、環境影響評価の実施後も、手続等を活用し、意見を述べた事業等について適切なフォローアップを行います。また、の対象外の事業についても情報収集に努め、必要に応じて、事業計画等に際してのを促進させる方策を検討する。

- ① 「環境影響評価法」、環境配慮
- ② 自主的な取組、環境大臣
- ③ 配慮書、環境配慮
- ④ 環境大臣、「環境影響評価法」
- ⑤ 環境配慮、報告書

Ⅱ-1-02 「環境基本法」第20条の条文である次の記述の、に入る語句の組合せとして最も適切なものを選びなさい。

は、土地の形状の変更、工作物のその他、これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係るへの影響についてに調査、予測又はを行い、そのに基づき、その事業に係るの保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 都道府県知事、措置、対策
- ② 環境大臣、設置、評価
- ③ 生態系、事前、措置
- ④ 国、環境、自ら適正
- ⑤ 新設、自然、結果

Ⅱ-1-03 配慮書及び方法書に関する法定期限について、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 配慮書についての環境大臣の意見の提出期間・・・四十五日
- ② 方法書の縦覧期間・・・公告の日から起算して一月間
- ③ 方法書説明会の公告・・・開催を予定する日の一週間前
- ④ 方法書についての意見書の提出期間・・・縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間
- ⑤ 方法書についての都道府県知事の意見の提出期間・・・六十日

Ⅱ-1-04 「環境影響評価法」施行令に定める、太陽電池発電所の対象事業の規模要件に関する以下の文の語句の下線部について、誤っているものを選びなさい。

対象事業の規模要件

出力が①4万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業を②第一種事業とし、出力が③3万5千キロワット以上④4万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業を第二種事業とする。⑤変更の工事においても同様とする。

Ⅱ-1-05 太陽光発電事業の実施に伴い、生じている問題や懸念として、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 土砂流出や濁水の発生
- ② 景観への影響
- ③ 鳥類等の衝突リスク
- ④ 反射光による生活環境への影響
- ⑤ 重要な動植物の生息・生育環境の改変等による自然環境への影響

Ⅱ-1-06 土壌環境の保全に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 土壌汚染については、「土壌汚染対策法」に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染の恐れがあると都道府県知事等が認めるときのほか、自主的にも土壌汚染状況調査が行われている。
- ② 「土壌汚染対策法」の要措置区域では、汚染除去等計画の作成及び提出を指定調査機関が指示し、都道府県知事に提出する。
- ③ 土壌環境基準については、土壌環境機能のうち、地下水等の摂取に係る健康被害を防止する観点と、食料を生産する機能を保全する観点から設定されており、既往の知見や関連する諸基準に即し、現在29項目について設定されている。
- ④ 「土壌汚染対策法」の土壌溶出量基準又は、土壌含有量基準を超える汚染が判明した事例を、有害物質の項目別で見ると、ふっ素、鉛、砒素等による汚染が多くみられる。
- ⑤ 「土壌汚染対策法」では、土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域を要措置区域とし、土壌溶出量基準を超過したものの、土壌汚染の摂取経路がなく、汚染除去等の措置が不要な区域を、形質変更時要届出区域としている。

Ⅱ-1-07 環境保健対策や、公害紛争処理等に関する政府の取組みに関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 公害健康被害補償 …… 「公害健康被害補償法」に基づき、汚染者負担の原則を踏まえつつ、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を安定的に行い、その迅速かつ公正な救済を図る。
- ② 水俣病対策の推進 …… 水俣病発生地域における医療・福祉対策の充実を図りつつ水俣病問題解決のために、地域のきずなを修復する再生・融和(もやい直し)や、環境保全を通じた地域の振興等の取組みを加速する。
- ③ 石綿健康被害の救済 …… 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、被害者及びその遺族の迅速な救済を図る。また、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や、さらなる制度周知等の措置を講ずる。
- ④ 公害紛争処理 …… 近年の公害紛争の多様化・増加に鑑み、公害に係る紛争の一層の迅速かつ適正な解決に努めるため、「公害紛争処理法」に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を適切に実施する。
- ⑤ 公害苦情処理 …… 住民の生活環境を保全し、公害紛争を未然に防止するとともに、産業廃棄物の不法投棄をはじめとする環境犯罪に対する適切な取り締まりに努める。

Ⅱ-1-08 以下の事柄と法律との組合せとして、誤っているものを選びなさい。

- ① 特定家庭用機器4品目 …… 「特定家庭用機器再商品化法」
- ② 特定建設資材4品目 …… 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ③ PCB廃棄物の適正処理 …… 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」
- ④ 食品ロスの削減 …… 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ⑤ プラスチック製容器包装の分別収集 …… 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

Ⅱ-1-09 「環境基本法」の環境基準に関する次の規定中、誤っている下線部分を選びなさい。

政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る①環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、②二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの ③政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する④都道府県の知事

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する⑤都道府県の知事

Ⅱ-1-10 次の用語の説明として、誤っているものを選びなさい。

- ① 鳥獣保護区 …… 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から、特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定している。
- ② 生息地等保護区 …… 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を、生息地等保護区に指定している。
- ③ 名勝(自然的なもの)、天然記念物 …… 「文化財保護法」に基づき、峡谷、海浜等の名勝地で、鑑賞上価値の高いものを名勝(自然的なもの)に、動植物及び地質鉱物で、学術的価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定している。
- ④ 保安林 …… 我が国の森林のうち、水源の涵養や災害の防備のほか、良好な環境の保全による保健休養の場の提供等の、公益的機能を特に発揮させる森林を、保安林として計画的に指定し、適正な管理を行っている。
- ⑤ 国有林野における保護林 …… 森林生態系の順応的な保全・管理を推進するため、環境大臣が、野生生物の移動経路となる緑の回廊ネットワークを形成するモニタリング調査に基づき、指定している。

Ⅱ-1-11 「環境影響評価法」第3条の3の配慮書の作成等に関する次の記述の中で、
ア～オに入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、アについての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載したイ（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業のウ
- 三 事業実施想定区域及びエ
- 四 計画段階配慮事項ごとにオ
- 五 その他環境省令で定める事項

- ① ア 計画段階配慮事項
- ② イ 計画段階環境配慮書
- ③ ウ 目的及び内容
- ④ エ その周囲の概況
- ⑤ オ 調査、予測及び評価の手法

Ⅱ-1-12 「環境影響評価法」第7条の方法書に関する次の記述の中で、ア～オに入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、ア並びにイについてウからの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、エ、方法書及び要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、オ、その他の方法により公表しなければならない。

- ① ア 環境影響評価の項目
- ② イ 調査、予測及び評価の手法
- ③ ウ 環境の保全の見地
- ④ エ 公告の日から起算して一月間
- ⑤ オ 利用可能な最良の技術

Ⅱ-1-13 準備書に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は、準備書を作成したときは、主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- ② 事業者は、準備書及びこれを要約した書類の送付を行った後、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、公表しなければならない。
- ③ 事業者は、環境省令で定めるところにより、縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。
- ④ 準備書については、対象事業に係る環境影響を受ける範囲に居住する者に限り意見を有する者は、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- ⑤ 事業者は、意見書の提出期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

Ⅱ-1-14 脱炭素社会や持続可能な社会づくりのための金融に関する次の記述の中で、
ア～オに入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

世界では、アやイを背景として、脱炭素社会への移行や持続可能な経済社会づくりに向けたウへの取組が、エから先行して普及・拡大してきた。

我が国でも、このような資金の流れが近年急速に拡大しており、2018年には投資残高が世界全体の約7%を占め、オでは世界一となった。

- ① ア パリ協定
- ② イ 持続可能な開発目標
- ③ ウ SDG 金融
- ④ エ 欧米
- ⑤ オ 成長率

Ⅱ-1-15 新型コロナウイルス感染症拡大後の、各国の経済復興策について、次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 2035年までに電力部門の脱炭素化を達成し、2050年までに温室効果ガス排出量ネットゼロ経済を目指す『クリーンエネルギー革命』⇒ アメリカ
- ② 2050年排出実質ゼロを宣言し、気候と環境の課題に取り組みながら、約65万人の雇用を創出し、経済危機を克服するための国家戦略『グリーンニューディール』⇒ 韓国
- ③ グリーンとデジタルへの移行を加速し、より公正でレジリエントな社会の構築を目指す『復興計画案』⇒ EU
- ④ ゼロエミッション自動車の増加、公共・ビジネス輸送のための代替手段の提供、デジタル化・自動化の促進などの向上による『持続可能でスマートなモビリティ戦略』⇒ 日本
- ⑤ 2030年以降ガソリン・ディーゼル車の新規販売を停止し、2035年以降はゼロエミッション車の販売を求めるなど、産業のグリーン化を進める『よりよい復興』（ビルド・バック・ベター）⇒ イギリス

Ⅱ-1-16 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① IPCCは、気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を、政策決定者を始め広く一般に利用するため、世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により、1988年に設立された。
- ② IPCC第5次評価報告書は、2013年9月から2014年11月にかけて公表され、世界中で発表された9,200以上の科学論文が参照され、800人を超える執筆者により、4年の歳月をかけて作成された。
- ③ 国連気候変動枠組条約が、IPCCに対し、2℃の気温上昇に着目して、1.5℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を2℃に抑える排出経路等について取りまとめた、特別報告書を提供するよう招請し、2018年10月に『2℃特別報告書』が公表された。
- ④ 2019年8月に、『土地関係特別報告書』が公表され、気候変動は土地に対して追加的なストレスを生み、人間や生態系に影響を与え、食料システムに対する既存のリスクを悪化させるとした。
- ⑤ 2019年9月に、『海洋・雪氷圏特別報告書』が公表され、雪氷圏が広範に縮退し、氷床及び氷河の質量が減少するとともに、積雪被覆並びに北極域の海氷の面積及び厚さの減少、永久凍土の温度上昇が見られるとした。

Ⅱ-1-17 ゼロカーボンシティ(2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体)に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものと規定している。
- ② 実質排出量ゼロとは、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することである。
- ③ 環境省は、ゼロカーボンシティを表明した地方公共団体に対し、情報基盤整備、計画等策定支援、設備等導入を支援している。
- ④ 自治体グリーンマニフェストとは、部門別 CO₂の現況推計結果を、市町村別の個別ファイルで可視化した2次統計資料であり、特定事業所の排出量や再エネ導入量の情報などを掲載し、環境省が公表している。
- ⑤ 2021年3月時点において、300を超える地方公共団体がゼロカーボンシティ表明を行い、人口規模では1億人を超えている。

Ⅱ-1-18 環境政策手法と、その具体例の組合せとして、誤っているものを選びなさい。

- ① 規制的手法 — 大気汚染防止法の排出基準
- ② 経済的手法 — 地球温暖化対策税
- ③ 手続的手法 — 環境アセスメント
- ④ 自主的取組手法 — 固定価格買取制度
- ⑤ 情報的手法 — 環境ラベル

Ⅱ-1-19 持続可能な社会づくりの担い手の育成に関する取組として、誤っているものを選びなさい。

- ① 『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律』(環境教育促進法)
- ② 『持続可能な開発のための教育:SDGs達成に向けて』(ESD for 2030:2020年~2030年)
- ③ 『国連持続可能な開発のための教育の10年』(DESD:2005年~2014年)
- ④ 『持続可能な開発に関するグローバル・アクション・プログラム』(GAP:2015年~2019年)
- ⑤ 『持続可能な社会構築のための教育の10年』(DESS:2001年~2010年)

Ⅱ-1-20 脱炭素社会に向けた、ライフスタイルの転換のための“COOL CHOICE”の
取組として、誤っているものを選びなさい。

- ① 断熱リフォーム・ZEH 化と省エネ家電への買換えを促す“みんなでおうち快適化チャレンジ”キャンペーン。
- ② 夏期の冷房時の室温 28℃を目安に、快適に過ごすライフスタイル“クールビズ”。
- ③ 冬期の暖房時の室温 20℃を目安に、快適に過ごすライフスタイル“ウォームビズ”。
- ④ 多様な移動手段を首都圏に限り、より CO₂ 排出量の少ない移動を推進する“smart move(スマートムーブ)”。
- ⑤ CO₂削減につながる環境負荷の軽減に配慮した自動車利用の取組“エコドライブ”。

＜ 共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理等

Ⅱ-2-21 入札又は契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 一般競争入札方式：発注者が業務の概要などを公告し、事業の入札に参加を希望するすべての者により競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。競争に参加する者の資格要件の制限が困難であることから、ダンピング受注が起りやすいといわれており、最低制限価格を設けている場合もある。
- ② プロポーザル方式：複数の者に発注業務に関する企画提案を求め、提出された企画提案の内容について審査し、最も優れた内容の企画提案を行った者と価格には考慮せず契約する方式である。
- ③ 随意契約方式：発注者が特定の企業等と交渉した上で契約する方式である。業務の性質又は目的が競争を許さない場合、災害時など緊急の必要がある場合、競争に付することが不利と認められる場合において適用される契約方式である。近年、競争性の確保の観点から随意契約方式の総点検、見直しが進められている。
- ④ 指名競争入札方式：業務の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争に付する必要がある場合、及び一般競争に付することが不利と認められる場合に用いられる。発注者が指名した複数の企業等に競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。この方式は、競争参加者が限定され、参加者名も明らかになることから談合が行われやすいため、一般競争入札への転換が行われている。
- ⑤ 総合評価落札方式：価格のみでなく技術的要素等の評価を行うことが重要である業務について、技術提案と価格提案を併せて提出させ、技術点と価格点を合計して総合評価して落札者を決定する方式である。

Ⅱ-2-22 ヒヤリハットをなくすための活動として、最も相応しいものを選びなさい。

- ① 定例会議で、ヒヤリハットに関する事例報告があがっていたが、特に重大な内容ではなく件数も少なかったので気に留めなかった。
- ② ヒヤリハットの報告内容によっては、報告者の責任を厳しく追及することにより、周りの安全意識の向上に役立てる。
- ③ ヒヤリハット報告は、当該の事由が発生した部署のトップシークレットなので、社内の他の部署には情報を公開すべきではない。
- ④ ヒヤリハット事例の多い組織は、重大な事故につながる前に職員の役職、技術力、経験年数にかかわらず全員で早期に改善を行うべきである。さらに、情報を水平展開して全員の共有とすることが重要である。
- ⑤ ヒヤリハット報告に対する改善方法の対策会議は、多様な事例が集まった方が参考になるので、定期的に1年に1回開催することとした。

Ⅱ-2-23 「個人情報保護法」の規定に関する次の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 「個人情報保護法」の取り扱いで適用対象から除外されているのは、政治、宗教、芸術、研究に関する事項であり、著述や報道は適用対象となる。
- ② 「個人情報保護法」は、平成20(2008)年に成立し、情報倫理の基本となっている。
- ③ 個人情報取扱事業者は、個人情報を本人から書面で直接取得するときは、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければならない。
- ④ 「個人情報保護法」は、インターネット上の情報や大量個人情報の取り扱いの面に注目が集まっているが、個人情報取扱事業者を対象としているため、環境アセスメント等の調査業務においては注意する必要はない。
- ⑤ 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合、委託元自身が十分な管理を行うことはできないので、委託先に責任がある。

Ⅱ-2-24 知的財産の権利を保護する法令に関する次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 特許権 : 「特許法」
- ② 育成者権 : 「種苗法」
- ③ 著作権 : 「著作権法」
- ④ 実用新案権 : 「実用新案法」
- ⑤ 営業秘密 : 「商標法」

Ⅱ-2-25 著作権に関する次の記述について、最も適切なものを選びなさい。

- ① 「著作権法」における著作物とは、思想または感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術、又は音楽の範囲に属するものであるため、環境アセスメントの調査、予測、評価においては配慮する必要はない。
- ② 著作物を引用する場合、引用した著作物の出所を明示する。
- ③ 著作物を引用する場合、自分の著作物より引用著作物を主とする。
- ④ 委託契約において報告書の著作権は受託者にあり、引渡し時に発注者に有償で譲渡することができる。
- ⑤ 著作権は、著作者の死後50年まで存続する。

Ⅱ-2-26 環境アセスメント業務の積算方式の考え方について、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 技術業務に従事する技術者の直接人件費を算出するための基準日額人件費は、給与、社会保険料の会社負担分、賞与、年間に払われる退職金を合計した額を、稼働日数で割って算出した額である。
- ② 直接業務費は、直接人件費と直接経費からなる。現地調査業務の直接人件費の職種区分は、上級主任技師、主任技師、技師、技師補、助手、調査員、潜水士と7種類にわかれている。また、直接経費には消耗品費、旅費・交通費、印刷費、直接管理費などがある。
- ③ 調査業務費は、管理された機器類を使用して大気質、騒音等の測定を行う現場作業の費用であり、測定した結果の集計や整理、分析のための費用も含まれる。
- ④ 一般管理費等は、企業の経営管理とその活動に必要な経費であり、建物・土地の賃借料、什器備品等の償却費、光熱水費、広告宣伝費等で、業務価格に占める一般管理費等の比率を用いて算出する。
- ⑤ その他原価は、当該業務に係る間接原価と、積上計上以外の直接経費を合わせた費用であり、直接人件費とその他原価率を用いて算出する。

Ⅱ-2-27 環境アセスメント士の倫理要綱に規定されていないものを選びなさい。

- ① 他の技術者との相互協力
- ② 発注者との相互協力
- ③ 中立公正の堅持
- ④ 公正かつ自由な競争
- ⑤ 守秘義務

Ⅱ-2-28 環境アセスメント士の行動に関する次の記述のうち、最も相応しいものを選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、公衆の安全、健康、福祉を損なう、又は環境を破壊する可能性がある場合には、即時、無条件に情報を公開する。
- ② 環境アセスメント士は、顧客の利益と公衆の利益が相反した場合には、所属している会社の利益を最優先に考えるべきである
- ③ 環境アセスメント士は、顧客から請けた業務を誠実に実施する義務を負っている。顧客の指示が如何なるものであっても、指示どおりに実施すべきである。
- ④ 環境アセスメント士の秘密保持義務は、所属する組織の業務についてであり、退職後においてまでその制約を受けるものではない。
- ⑤ 環境アセスメント士は、知識や技能の水準を向上させるとともに資質の向上を図るために、組織内のみならず、組織外の学協会などが主催する講習会などに積極的に参加するよう努めることが望ましい。

Ⅱ-2-29 環境アセスメント士には、専門的な技術力を保持して業務を実施し、環境アセスメントの信頼性の向上と社会の健全な発展に貢献することが求められているが、環境アセスメント士の行動として次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、公正かつ自由な競争を維持して、発注者の要請に応じながら受注した業務に努力する。
- ② 環境アセスメント士は、中立公正な立場を堅持して、地域住民とコミュニケーションを図る。
- ③ 環境アセスメント士は、常に最新の知識や技術に関する情報を入手して技術力を高め、依頼者の良き技術的パートナーとして業務を実施する。
- ④ 環境アセスメント士は、強い責任感をもって調査結果や準備書、評価書などの品質の確保に努める。
- ⑤ 環境コンサルタントとして、完成度の高い業務の遂行のため、受注業務に関心を有する業者等との緊密な情報交換を通じて、蓄積された技術やノウハウの取得を図る。

Ⅱ-2-30 環境アセスメント士Xの行動に関する次の記述のうち、最も相応しいものを選びなさい。

A市の2車線道路の4車線化建設計画は、A市環境影響評価条例の対象事業に該当する。環境アセスメント士Xは、A市道路部の委託を受け、会社の上司からこの計画の一連の環境アセスメント手続を行う責任者に任命された。

計画の予定地は現在空き地となっているが、現況調査の一環として、予定地の敷地境界線上で現況を把握するため、平日と土日の騒音と交通量を把握する必要がある。

このため、木曜日から日曜日までの4日間の連続測定の計画をし、木曜日から道路騒音の測定を始めたところ、木曜日の午後から隣接する敷地でジャイアントブレーカーによるビルの解体工事が始まった。A市環境影響評価条例の技術指針では、道路の増設の場合、現状の交通騒音を十分に把握するため、平日は2日間以上連続測定となっており、これに従って連続測定の予定だったが、解体工事は自動車騒音の値に大いに影響を与えており特定建設作業の規制基準を超えている。解体作業は、既に特定建設作業実施届を1週間前に市へ届けており、木曜日、金曜日は解体工事を行う予定であるとの事であり、日程的に測定を次週に延ばす余裕はない。

- ① あくまで騒音の実態調査なので、隣接敷地から発生している工事騒音を含めて環境騒音値とし、準備書に現況騒音調査結果として掲載するのでそのまま測定を続行する。
- ② 規制基準を超えている騒音を発生しているので、このことをA市環境部の騒音担当課に訴え工事を中止してもらおう。
- ③ 現況調査地点と予測地点は、同じ場所で計画の段階で決められており、変更すると今後の工程等に支障をきたすので、A市の道路部と環境部に調査の実施計画について、同時に申込み、道路部及び環境部の三者で話し合いを行い、平日の測定を、翌週の月曜日と火曜日にして連続4日間の測定にすることについて、それぞれの立場の了承を得る。
- ④ 作業が遅れることは委託契約上問題があるが、1週間測定を延期する。
- ⑤ 同じ道路の沿道で解体工事騒音の影響のない場所へ測定場所を移動し、測定値は最初の場所で連続測定したことにする。

以上